










課長	担当課長	課長補佐	主任	主事
				   

報告・指示伺い

作成日	令和2年8月6日(木)	作成者	国民健康保険課 国保財政G 赤井 
-----	-------------	-----	---

相手方 厚生労働省 国民健康保険課 施設係 彦坂氏

件名 東栄医療センター（仮称）の特別調整交付金（保健事業分・直営診療所施設整備事業）に係る対象経費について

内容

○東栄医療センター（仮称）の木材調達費が標記交付金の対象経費となるか否かについて、厚生労働省に確認していたところですが、8月6日（木）に下記のとおり回答がありました。

○なお、回答について、8月6日（木）に東栄町住民福祉課の村松氏へ伝達したところ、前回の回答と併せて、メールで回答してほしいとのことでしたので、別紙案により回答してよろしいか。→ 8/7メール送付済

<厚生労働省の見解：8月6日（木）に彦坂氏に確認>

- ・交付要綱の別表2の直営診療所施設整備事業の建築基準単価は、工事費によるものと考えており、材料費単独の場合は対象外である。（材料費は工事費の積算の内訳であると考え。）

(案)

0806.txt

件名：東栄医療センター（仮称）の特別調整交付金に係る対象経費について

東栄町 住民福祉課 村松様

いつも大変お世話になっております。

このことについては、お電話で説明させていただいておりますが、厚生労働省国民健康保険課（保健事業担当及び施設係）に確認した内容については、下記のとおりです。
よろしくお願ひ致します。

①総合保健施設整備事業について（保健事業担当）

・総合保健施設整備事業の基準額及び対象経費については、交付要綱の別表3で定められており、今回の場合は、施設整備費にあたると考えられる。
その場合の対象経費は総合保健施設の建築のために必要な工事費又は工事請負費となっていることから、材料費は対象外である。

・令和2年5月7日付けの事務連絡において、着工が前年度となる場合、申請時点で助成要件に該当しない事態を回避するため、事前に計画内容を
国に協議することとしているが、現時点において事前協議は行われていない。

・よって、事前協議以前に木材を調達した経費（材料費）については対象経費として認められない。

②直営診療所施設整備事業について（施設係）

・交付要綱の別表1の直営診療所施設整備事業の建築基準単価は、工事費によるものと考えており、材料費単独の場合は対象外である。
（材料費は工事費の積算の内訳であるとする。）